

を可決しました！

12月定例会は2日に開会し、20日に閉会しました。補正予算4件、条例・規則9件（うち議員提出1件）、一般9件、人事2件の計24議案をすべて可決しました。

また、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行い、4名の委員及び第1順位から第4順位の補充員の当選を決定しました。

さらに、「本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会設置に関する動議」を可決し、同委員会の委員を選任しました。

今回の一般会計補正予算の総額は約3億2200万円の増額で補正後の予算総額は約885億7900万円となり、前年度同期に比べ、2・5%の増となっています。

◎一般会計補正予算の主なもの

庁舎増築事業 1億2488万円
本庁舎の増築工事に向けた既存施設の解体、支障物の移設等に要する経費です。（繰越明許費）

世界遺産登録推進事業 1537万円

佐野常民記念館に三重津海軍所跡に関する展示物等を整備するための経費です。

（平成25年度から平成26年度までの債務負担行為限度額5122万円）

中心市街地公共的団体等移転整備事業

土地開発公社の佐賀商工会館用地買収等経費に対する損失補償です。

（平成25年度から平成26年度までの損失補償限度額4億6246万円）

企業誘致施設整備事業 2000万円

企業誘致のためのアিসクエアビル3階フロア改修に要する経費です。（繰越明許費）

自治公民館トイレ洋式化推進事業 280万円

自治会等が実施する自治公民館のトイレ洋式化改修等に対する補助です。

◎条例等の主なもの

佐賀市長等の給料月額の特例に関する条例

本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成29年

10月22日までの間、市長をはじめ副市長、企業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給与について減額措置を講じるものです。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税率が引き上げられることに伴い、その増税分を公の施設の使用料等に適正に転嫁するため、当該使用料等を変更するものです。

佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例

企業誘致を有利に進め、本市における産業の振興や雇用の拡大を図るため、固定資産税の課税免除措置の対象範囲を拡大するとともに、雇用奨励金の交付要件を緩和するものです。

佐賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大和町春日北校区における社会教育活動や地域コミュニティ活動の拠点施設として、佐賀市立春日北コミュニティセンターを設置するものです。

人事

佐賀市監査委員の選任について同意した。

▽久保 英継 氏

人権擁護委員候補者の推薦について、異議なき旨答申した。

▽福島 龍一 氏

▶佐賀市役所本庁舎



補正予算など24議案

議 案 質 疑

職員給与に関する条例の一部を改正する条例（108号）

（質疑） 平成24年人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員給与改定を行うとのことだが、平成25年12月定例会とこの時期に平成24年勧告分を提案することになった背景は。

（答弁） この勧告に対して国は、当時、復興財源を捻出する必要があったことから臨時特例的な給与カットを実施中ということもあって、その期間が終了する平成26年4月から実施する方向で、平成25年中に結論を得るといふことで、平成24年11月16日に閣議決定した。この結果、平成24年度の人事院勧告については一旦国、県ともに実施を見送ることになっていた。その後、平成25年1月24日の閣議決定により、平成25年度から人事院勧告どおり改定を行うものとされ、6月17日に改正法律が成立した。本市としては、人事委員会を設置しておらず、従来から給与制度の方針については、制度は「国」、水準は「地域を反映した県」に準ずるものとしている。このため、今定例会での提案となった。

（質疑） 55歳以上を対象とした理由は。

（答弁） 人事院が作成した職員給与に関する報告によると、「50歳代、特に後半層において官民の給与差が相当程度存在している状況にある。」「公務と民間では昇進管理等の人事運用に相違もあることから、年代別の給与差が一定程度生じるのはやむを得ない面もあるが、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳代後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要がある。」と報告されている。このような観点から勧告された内容であり、本市においても55歳とした。

（質疑） 対象者数及び影響額は。

（答弁） 平成26年1月の昇給で、55歳以上の職員のうち、原則昇給停止となる対象者は146名。金額は平均で1400円程度。これが期末手当や退職金等にも影響することになる。現在、55歳の職員で今後5年間昇給停止した場合で試算すると、定年までの影響額は退職手当も含めて約56万円になる。

（質疑） 勤務成績が特に良好である者については昇給させることができるとのことだが、それはどのような場合か。

（答弁） 年2回実施の人事評価制度を取り入れている。また、そのほかにも勤務の状況や人事課長による各所属長ヒアリングなどを実施しており、そういったものを総合的に判断している。

一般会計補正予算中、基幹行政システム番号制度対応事業

464万円

（質疑） 事業の目的は。

（答弁） 情報連携によって行政運営の効率化と行政サービスにおけるより公正な給付と負担の確保を図ること、また、サービスを受ける住民の申請、届け出などの手続を簡素化したり、本人確認の簡素な手段を提供したりすることで、住民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現すること。

（質疑） 期待される効果は。

（答弁） 他の行政機関との間で手続に必要な情報を従来よりも円滑にやりとりできるようにする。このため、現在、サービスの申請時に添付が必要な所得証明書や住民票の写しなどの書類が不要となるなど、手続の簡素化が図られることで住民の負担が軽減されることになり、利便性が高まる。一例を挙げると、児童手当の支給における所得状況の確認、児童扶養手当の認定における公的年金の受給状況の確認、生活保護の決定における他制度の給付状況の確認等が対象となっており、今後、国の主務省令等において具体的な手続の内容が決定されていく。加えて、自宅のパソコンなどからマイ・ポータルと呼ばれる専用のホームページを通じて、社会保障や税に関する自分の情報を確認できるなど、市民の利便性向上が期待できる。

（質疑） 懸念される事項は。

（答弁） 一般に最も関心が高いのは制度における個人情報の保護に関する点だと考えている。これについては、①各機関が保有する個人情報を一元管理することはなく、これまでどおり分散管理することで芋づる式に情報が抜き取られるのを防いでいること②番号を利用する業務は法で定められており、各自治体が条例化して独自に利用する以外に勝手に利用することができないこと③これに違反した場合の罰則が定められていること④個人情報保護の不正な照会などが行われていないか、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会を設置して監視、監督を行うこと⑤他の機関との間の情報照会や提供の履歴が記録され、いつ誰が自分に関する情報を利用したか、住民自身が確認できる仕組みを構築することなどの対策を講じることとされている。

（質疑） 情報の取り扱い方は。

（答弁） まず情報にアクセスできる人を限定して管理する。他の機関が

疑 質 案 議

保有する情報が必要な場合は法に定められているものに限って照会、提供が認められている。情報の照会、提供を行うときは、情報提供ネットワークを通じて、個人番号を直接用いるのではなく、個人情報保有機関ごとに異なる符号をマッピングさせてやりとりをするることによって、情報は従来どおりそれぞれの情報保有機関で分散管理をする。したがって、本制度により、職員がいつでも自由に個人情報閲覧できるということではない。

(質疑) 情報管理のあり方は。

(答弁) 佐賀市個人情報保護条例、佐賀市情報セキュリティポリシーによる対応を引き続き行う。平成27年10月以降、国民一人一人に個人番号が通知カードと呼ばれる紙のカードによって通知され、本人の申請に基づいて個人番号カードが交付されるが、このカードの裏面に記載されている個人番号については、法で定められた事務手続に限って番号確認のために使用される。それ以外の用途で個人番号を収集することは法で禁じられており、違反した場合の罰則も設けられている。なお、手元に個人番号カードがなく、行政機関などの窓口において自分の個人番号がわからない場合にどうするという事務手順の詳細については、現在、国で検討している。

(質疑) 業務委託の発注先は。

(答弁) 基幹行政システムに関する業務は、地元業者に対し、技術移転講習を実施し、それを受講した業者に発注をしている。平成17年3月の稼動から現在までの実績としては、後期高齢者医療システムの開発、税制度の改正に伴うシステム改修など約90件を地元の業者が受注している。今回の業務委託についても、技術移転講習を受講した地元の業者を対象に発注していきたい。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（107号）

(質疑) 現行の消費税率5%が平成26年4月から8%に引き上げられることに伴う関係条例の整備とのことだが、

対象となる分野は。

(答弁) 改定の対象となる条例が67件ある。内訳は、公の施設の使用料等が53件、水道料金、下水道、浄化槽使用料などの公共料金が6件、診断書などの証明に係る手数料等が4件、道路や河川の占用料等が4件。

(質疑) 改定の基本的な考えは。

(答弁) 消費税等の増額分である3%の引き上げを行うものであり、具体的には現行の使用料等を1・05で割った額に1・08を掛けるという方法で使用料等を算出している。

(質疑) 改定するものとししないものの振り分け方は。

(答弁) 改定するものが49件、改定しないものが18件。改定しないものの内訳は、料金の増額分が10円未満となった使用料等が5件。現行の条例で「消費税相当額を加えた額」と規定している使用料等が3件。他の法令等で金額が定められている使用料等が3件。社会政策的な配慮から消費税が非課税とされている使用料等が5件。一般処理廃棄物手数料や市民活動プラザの使用料など、市民や関係者との調整が必要な使用料が2件。

(質疑) 影響額は。

(答弁) 公の施設の使用料で約300万円、上水道料金で約1億1000万円、公共下水道や市営浄化槽などの下水道関連の料金で約9000万円、合計で2億300万円を見込んでいる。この増額分には指定管理者が直接収納する利用料金の増額分は含んでいない。また、消費税の増額により施設の維持管理にかかわる経費も増加することになるが、その影響額については現時点では不明。

(質疑) 施行日は。

(答弁) 平成25年10月1日の臨時閣議において、平成26年4月1日から5%を8%に引き上げることが決定されており、この閣議決定を受けて本市の条例も平成26年4月1日の施行としている。

(質疑) 水道料金は「基本額に消費税相当額を加える」という扱いになっているが、他のものについても同様の扱

いとすることはできないのか。

(答弁) 公の施設の使用料のように、一般に利用者に負担をしていたり、ものについては、支払い総額をわかりやすく表示する必要があると考えている。このため、消費税を含めた総額の金額により規定することが適当であると考えている。水道料金のように個別に支払い額を通知するもの、その内訳を通知する手段があるものについては外税方式によるというふうに考えている。

一般会計補正予算中、企業誘致施設整備事業

2000万円

(質疑) 賃貸することを前提としての改修事業だが、採算の見込みは。

(答弁) おおむね1年で投資額が回収できるものと考えている。

(質疑) 工事費1800万円の内訳は。

(答弁) トイレを2カ所増設する経費が約370万円。床のタイルカーペットや壁のクロス張りかえ等が約500万円。既設パーティション等の撤去が約480万円。その他の工事（共通の仮設費等を含む）が450万円。

(質疑) 委託料200万円が計上されているが、どういった性格のものなのか。

(答弁) 施設改修工事の設計と工事監理に要する経費。

(質疑) 設計や工事監理については委託ではなく、市の技術職員で対応できないか。

(答弁) 市の技術職員が能力的には十分に設計及び工事監理のできる事業であると考えているが、今年度260件ほどの工事が建築部門に集中している。このような状況から、建築部門の技術職員に十分なチェックをさせるが、実際の設計業務や直接工事監理を行う業務については、物理的要因から民間業者への委託はやむなしということで予算計上をしている。